

令和3年4月16日（金）

○委員長

ただいまから、第3回静岡県社会教育委員会を開催させていただきます。お忙しい中、皆様年度初めでお集まりくださいます、ありがとうございます。

こうやって集まる機会は貴重でございます。この2年間の任期の中の前半で、障害者の生涯学習についてどういうふうに推進していくべきかについて、中間報告という形でまとめていきたいと考えております。ですので、今日はそのことについて、現状と課題についての理解を深めていく会とさせていただきますと思います。いろいろな環境下の中の会議ですが、皆様の忌憚のない御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、先ほど事務局から連絡がありましたが、今日の次第の3番にあります令和3年度県社会教育課事業につきましては、資料での報告に代えさせていただきますと思います。そちらは時間のあるときにお読みいただき、分からないことや要望等がありましたら、また事務局に出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

まずは前回の開催結果及び幾つかの説明を受けた後に協議という形で会を進めていきたいと思えます。協議の時間を十分に取った会とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、第2回社会教育委員会の開催結果について、事務局でまとめてくださいましたので、そちらの報告をお願いいたします。

○事務局

お手元の資料1を御覧ください。第37期第2回静岡県社会教育委員会の概要になります。

第2回委員会では、社会教育関係団体への補助金について、皆様から御意見をいただきました。次に、国の有識者会議の報告書、障害者の生涯学習の推進方策について、主に社会教育分野に関連した内容で、国、県、市町のそれぞれのレベルで障害者の生涯学習の推進に求められてることを事務局より説明させていただきました。その後の協議では、委員のお二方から、特別支援学校と当事者団体のそれぞれのお立場から、障害者の生涯学習の現状について発表していただきました。

主な発表内容として、資料1の5協議の部分にまとめてあります。その後各委員から、2人の委員発表の内容も踏まえ、それぞれのお立場で障害者の生涯学習の現状や課題と感じられてることを御発言いただきました。

第2回でいただいた御意見は、資料2に第1回の委員の皆様の見解と併せてまとめてあります。

こちら、事務局でこの御意見は現状か課題かを分けさせて、いただいてまとめてあります。また、(1)から(4)、(5)という形で、さらに小さな項目で分けてあります。こちらは、あくまでも事務局が議論をしやすいようにということで、項目を仮置きしたものですので、決してこういうものだと、この視点でまとめていく、という意味ではありませんので、そこは御承知ください。

○委員長

これまでの障害者の生涯学習の現状と課題について、皆様からお寄せいただいたものは資料2にまとめてあります。それぞれの方の御意見を切り分けてまとめているのですけれども、その中で、これは自分が言ったけれど、ちょっと違う捉えられ方をされているなどか、そういうものがあつたら、そちらは指摘していただければと思います。

また、事務局から話があつたように、あくまでもこの分類は、意見を羅列しても分かりづらいということで、目安として事務局で出してくれたものですので、今後、意見をまとめていくに当たって、こだわる必要はないものです。皆さんの今日の協議の中で、参考になるように示したのになっておりますので御了承ください。

それでは、ここからいろいろ本日も障害者の生涯学習に関する現状を考えていくに当たって、まずは2つ説明を聞いていただくことにします。

まずは、特別支援教育課から話をさせていただきます。ICFについてと、静岡県の特別支援教育の現状等で説明をしていただくことになっております。

特別支援教育課の方、よろしくお願いいたします。

○事務局

特別支援教育課です。よろしくお願いいたします。

ICFについての考え方が、前回の委員発表で出されまして、特別支援教育課としても簡単に説明をさせていただきましたけれども、そのことについて、ICIDHとの絡みの中で、ICFについてのお話をさせていただきたいなと思い、資料を用意させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

ICIDHって何？というところになります。1980年にWHOが定義をしたものになります。障害を、機能障害、能力障害、社会的不利の3つのレベルに分けて捉える障害の階層性を示したものになります。医療モデルという表現で、現在でもリハビリの現場の考え方の基本にあるかなと思います。

I C I D Hの基本図になります。基本的な考え方は、疾患や変調が原因となって機能障害が引き起こされ、そのことにより能力障害が生じたり、社会的不利を被ったりするものです。例えて言うなら、脳の機能障害によって脳性麻痺が引き起こされ、自分で体を動かして移動することが困難になり、自由に買い物をする事ができないという形で、障害を表したということになります。

障害による社会的不利の原因を、本人に帰結させるような考え方になっています。本人が、麻痺により引き起こされている運動障害を訓練やリハビリなどで改善して、社会参加できる部分を広げていくという考え方になるかなと思います。

I C I D Hには功績の部分もあります。Impairment、Disability、Handicapという3つのものを合わせたものの全体が障害だよという捉えだったり、障害には3つのレベルがあるよという捉えだったり、それから機能や形態障害があっても、能力障害を解決することができるし、仮に能力障害が残っても、社会的不利を解決することができるという考え方です。

I C I D Hの考え方への批判と誤解があります。

1つ目は、矢印がすごく運命論的ではないか。ある病気があれば、必ず機能停滞障害が起こり、そうすれば必ず能力障害を起こし、そのために必ず社会的不利が生じるという運命論に捉えられがちという誤解です。

2つ目は、矢印が時間的順序を示しているのではないかという誤解です。病気がこれ以上治らないと決まって障害になるのだという考え方。例えば、第1であれば、まずは手術や投薬による治療。それが困難であるとなると、今度は次にリハビリによる訓練で。それでもその回復が見込めない時点で、能力障害への対応で日常生活行為ADLの訓練をしていったりという中で、能力障害の対応が困難になったところで、今度は社会的不利への対応をしていく、こういった流れになっているのではないのかという、そういった誤解も生まれてしまったというところです。

そのほかにも、マイナス面だけでなく、もっとプラス面を見るべきではないかとか、環境が重要じゃないの、環境的因子が多く影響するのに考慮されてないのはおかしいよねとか、あるいは社会的不利の分類が整理されてないよねとか、障害のある人の参加の下に作成されていないじゃないかといった、いろいろな批判もありました。

I C I D Hの考え方はおかしいのかといったら、決してそうではないところも押さえておきたいと思います。I C I D Hの考え方が目指していることも、障害を持つ人の社会参加、すなわち自立です。これまで難しかったことが克服できて、自分の力でできるようになることが少しずつ増えること、やはりこれは自立の考え方と同じではないかなと思います。

できなかったことが少しでも自分でできるようになる、これはやはり教育や医療、リハビリの出

番、役割といったところになります。学校で行われている自立活動ですとか日常生活の指導であったり、教科の学習、あるいは各教科を併せた指導、生活単元学習など、全て自立につながる学習として学校では行われています。

一方、ICFになります。国際生活機能分類となります。2001年にWHOが、これまでのいろいろな批判ですとか誤解を受けて、ICIDHの考え方に対して、新しく定義づけた生活機能分類と呼ばれるものになります。1つのレベルを過大視せずに、生命レベル、個人レベル、社会レベルの3つのレベルの全体を見て、もっと全体的に障害機能を捉えていこうという考え方です。「福祉」、あるいは「福祉モデル」とか、あるいは「社会モデル」という表現をされて、福祉の考え方の基本になるかなと思います。

ICFの基本図がこのようになります。健康状態、心身機能の向上、活動参加、環境因子や個人因子となりますが、大事なことは、矢印がそれぞれのもので全て双方向の矢印でつながっていることが大事です。健康状態が整わなければ、活動することは難しい。やはりベッドで寝てましようよ、治るまで休んでましようよということは、普通の人でもなると思いますし、そういう状態であれば、やはり参加は難しいですよねとなってきます。いろんな要素がそこで関わってる、それがICFの基本になります。

ICFの矢印が示しているのは、双方向の矢印が持つ相互作用モデルだということです。例えば、①番、心身機能と構造と活動との相互作用について言えば、手足を自由に動かすことが難しくければ、活動は制限されていきますよねということです。逆に、活動が低下する、活動の量が低下することは、体を自由に動かすことがうまくいかなくなってくることにも関わってきますよねということです。

2つ目の活動と参加の間の相互作用についても、活動の制限が参加の制約につながる、バスの利用が難しいよということが買い物の制限につながってしまったり、あるいは買い物へそもそも行くことが、出かけることがないよとなると、今度はバスの利用が難しくなってきたりということもあるかもしれない。そういった形で、双方向の機能がそれぞれ関連してるという考え方になります。

心身機能の問題と参加の制約についても、例えば尿失禁があるために外出を控えちゃうよということも、心身機能から参加への制約もあるかもしれません。逆に、交友や趣味などの機会がなくなるという参加の制約があることで、うつ状態になることもあるかもしれません。

4番目、5番目、6番目も同様な形で見ていくことができるかと思います。下肢の筋力が低下してくれば、補助具が必要になってきたり、歩行訓練が必要になってくる。逆に、補助具を持っていたり、歩行訓練がスムーズに進んでいけば、下肢の筋力低下を抑えることができるよということに

なる。生活歴や価値観、ライフスタイルといったものも、目指す人生とか生活とか、そういったものと関連する。病気がある、そうであれば無理をしないということになりますし、ハンセン病やエイズという症状を健康状態として持つてる人は、就職や結婚のマイナス要因になってしまうこともあったりするかもしれない。全ての要素が、ほかの全ての要素と影響し合うところですよ。

ここまで説明してくると、じゃあICF、もうちょっと分かりやすくという御意見もあるかなと思うんですが、ここからが大事なポイントになってくるかなと思います。

ICFで大事になる考え方は、例えば視力が低い人に対して、大きく書いて見やすく示せばいいのではないかとこの考え方は。動きづらさがあるのであれば、動きやすいように環境を改善すればいいのでは。バリアフリーにしてみようかとか、ユニバーサルデザインを取り入れてみようかという形です。

コミュニケーションが取りにくい人であれば、その人に合った方法でコミュニケーションを取ればいいのではないかと。点字とか筆談とか手話とかイラストだとか、具体物を提示する等、方法はいろいろ、コミュニケーションを取る方法はいろいろあるよということですよ。知的な遅れがあるということであれば、その人に分かりやすいように伝えればいいですよ。手本を見せたり、手順表を示したり、手を取って一緒にやることもできると思います。

今、2つの自動販売機の写真を載せました。ICFの考え方を反映してるのはどちらか、ちょっと御覧いただいて、考えていただければと思います、恐らく気づいてらっしゃると思いますけれども、右側の自販機がその考え方を反映しています。今、四角く囲って示したところ、このところがそのポイントになるところかなと思います。

自動販売機の下のところ購入用のボタンをまた別で用意する。そういうふう自動販売機の作り方を変えることで、これまでボタンまで手が届かなかった人が購入できるようになるという形です。

まとめです。ICFで大事になる考え方は、社会参加の困難さ、その障害の原因を社会の側に求める考え方かなと思います。それは、言い換えると弱者に寄り添うような姿勢、本人を中心にした支援の考え方ということがあると思います。社会の側がハードル、敷居を下げることで参加を促していく。それが、いつでも、どこでも、誰でも、そういったことにつながっていくのかなと思います。

ICFの考え方についての説明は以上になります。

続いて、特別支援学校の現在の状況について、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

特別支援学校の在籍の児童生徒数について、資料に載っております平成27年から令和元年度の資

料になりますが、ずっと増加を続けている状況です。高等部の生徒についても、同様に在籍の生徒の数字がどんどん上昇している形になっております。そういった形で、障害を持っているお子さんたちが学校に通う状況がずっとこここのところ、特別支援学校の中では増加の傾向で推移してると思っています。

○委員長

ただいまの説明に対しまして、何か御質問等ありましたら、せっかくの機会ですのでお願いしたいと思えます。

○委員

I C I D Hに対して、聞いた感じだと、どちらかという機能とか身体的な障害の方に対してなのかなという感じを受けたんですが、そこら辺はどうでしょうか。ほかの知的障害ですとか精神障害の方にはちょっと当てはまらない内容なのかなと思いましたが、教えていただけますか。

○事務局

決してそういうことではなくて、本人が持っている、この能力障害的なところの解決に向けて、どういうことに取り組むかになるのかなと思えます。そのところを、本人の努力でという考え方になってくるのが、I C I D Hの考え方だという捉えかなと思えます。ですので、知的な遅れがあるよということであれば、少しずつその理解が進むよということになってくると思えます。精神障害の方であれば、自分の困難さが特に顕著に表れる場面であるとか、そういったところで、どのように自分でそれを克服できるかということに、取り組みたいということになってくるのかなと思えます。

○委員

分かりました。例題が全部、能力的な、身体的なことしか書いてなかったのが、ちょっと疑問に思いました。今の説明で分かりました。ありがとうございました。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

私のほうからいいですか。今、特別支援教育の中では、I C I D HとI C Fは両方を使って支援

を考えてるのか、完全に変わっているのか、どんな割合でとか、何か住み分けがあるのかとか、そういうところはいかがでしょうか。

○事務局

以前のといえますか、20年前、30年前の考え方であれば、当然、学習指導要領の中にも、養護・訓練という表記がされておりまして、本人が自分の障害を訓練によって克服していく。その先に社会に出ていって社会参加をという考え方でしたけれども、最近は自立活動という形に名称も変わってきています。ただ、本人が自分のことを自分でできるようになる、少しずつそれが獲得できていくということは、やっぱりその人の本人の人生にとって、とても大事なことであろうと思います。

ただ、それだけで社会参加が十分に行えるようになるかといったら、そういうわけではないので、周囲からの協力の得方についても学んでいくことが含まれた内容にだんだん変わってきています。どのように自分の困難さを周囲に伝えていって、周囲から協力を得るとなってくると思います。そういったことも含めながら、ICIDHの考え方とICFの考え方の両方が今、学校現場の中で支援と指導という形になるということです。

○委員長

そのほか、いかがですか。

○委員

1点、教えてください。今の説明の資料の5番、特別支援学校の中等部、高等部の進路状況が一番最後にありますけど、そちらの高等部の卒業生の進路状況を見ますと、就職する方が大部分なのかなと。大学等に進学する方って非常に少ないかなと思ったんですけど、何かこれには理由があるんでしょうか。

○事務局

進路状況については、進学のところでは大学という数字が出てますけれども、本人の希望もあると思いますし、もちろん大学等へ進学ができるような教育課程を組んで授業等を行っているとは思いますが、特に知的のところでは就職がすごく多いという形になってきますし、現在のところそういう状況だということです。

何かあるのかと言われると、ちょっと難しいところですが、それぞれの学校でそれぞれの子供た

ちの進路に向けての支援は、あるいは指導はしているとは思いますが、御本人の希望等もあると思いますので。

○委員

多分、御本人の御希望もあると思うんですけど、私が考えたのは、今ですと、普通の一般の子供ですと、ほとんどの方が大学に進学されると思うんです。でも、この結果を見ると非常に少ないのはなぜかなと思ひまして、そのところが少し、どんな理由、例えば経済的な理由だとか、環境の問題とかいろいろあると思うんですけど、その辺が少しお話が聞ければ、私たちのテーマである障害者の生涯学習の支援について、原因とか課題になる部分が少し見えてくるのかなと思つたものですから、質問させていただきました。

○事務局

特別支援教育課のほうでは、数字としてどれぐらいの進学なのかとか、あるいは就職なのかについての収集はしているんですが、そのバックにある背景的なものについては、特に調査をかけているわけではないものですから、十分にお答えができず、申し訳ないなというところがあります。

○委員長

現状把握ということではとてもいい資料だったし、今のやり取りだったかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

また、協議の中でも気になるところがあつたら御発言をいただければと思います。

続いて、次に少し前ですが、平成23年の12月にまとめられた第7期静岡県生涯学習審議会答申の概要について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局

資料6、A3で一番後ろに折り込みでとじてある資料になります。これは、平成22年6月から2年間にわたり、第7期静岡県生涯学習審議会が、知事及び当時の教育委員会委員長から諮問された審議題に対して協議をした内容をまとめた報告書、その概要になります。

審議題は資料の一番上にありますが、「支え合い、ともに生き、ともに学ぶ生涯学習社会の構築に向けて－特別な支援を必要とする人の視点に立つて－」になります。この審議題の後半の特別な支援を要する人という、障害のある方や高齢者、貧困、日本語が苦手な外国人などいろいろな人

が当てはまりますが、第7期の生涯審では、障害のある方に焦点を当てて議論をいたしました。つまり、障害のある方の生涯学習社会の構築に向けた議論をしているのが、第7期の生涯審の答申になります。

続いて、それぞれの章について簡単に説明させていただきます。資料の左側に、1章、2章、3章と記載されております。

1章では、審議題の捉え方を、この生涯審としてどのように捉えるかをまとめてあります。2章、3章では、その当時の障害のある人における現状と課題がまとめられております。2章と3章の現状の課題の違いは、まず2章ですが、2章は地域社会の役割及び家庭、学校、地域社会等の現状と課題で、別の言い方で言いますと、横の連携において現状と課題をまとめたものになります。続いて3章です。3章は乳幼児期から成人期における特別な支援が必要な人をめぐる現状と課題で、こちらは別の言い方で言いますと、縦の連携について現状と課題がまとめてあります。

それらの現状と課題を踏まえまして、中央から右側の部分にかけて4章と5章が記載されています。4章では、今後求められる取組について、7つの施策提言のポイントが上げられています。提言する際には、中央の黄色い部分の星印で2つ視点が書いてありますが、1つ目が、家庭、学校、地域社会が連携・協働し、支え合い、ともに生きる、ともに学ぶという視点。もう一つの視点が、乳幼児期から成人期までの継続した支援体制を整備するという視点です。この2つに留意して、7つのポイントがまとめられております。

それら7つのポイントはそれぞれ矢印の右側に、それに対応した主な施策の展開のまとめが挙げられております。例えば、ポイントの1番、特別な支援を必要とする人への理解、「支え合い、ともに生き、ともに学ぶ」意識の醸成では、主な施策の展開として、ともに活動する場や研修、講演等、理解し合う機会づくり、交流及び共同学習の推進が委員会として提言されております。

最後に第5章です。5章は施策推進上の留意点で計画的に、また連携を図ることが上げられております。

以上、簡単ではありますが、第7期の静岡県生涯学習審議会答申の説明をさせていただきました。

なお、ここでこの答申を説明させていただいたのは、10年前のものになりますけれども、内容の御確認と、本委員会も諮問を受けて協議していく形になりますので、今後どのように協議していけばいいのかという流れをつかんでいただく上で参考にしていただければと思って説明をさせていただきました。

○委員長

この社会教育委員会ではなくて、生涯学習審議会でこのように、以前、県では障害者の生涯学習推進について話し合われていたということで、3月にワーキングを行ったときに、県でこれまでこういうことを議論したことがあるのかどうかで、あったということで紹介していただきました。

これは10年も前の話ですから、これをこのままというわけには全くいきませんし、これは生涯学習審議会での議論ですけれど、ここは社会教育委員の皆さんに集まって議論していただいているところですから、全く違うもので全然構わないと思いますけれども、一応、10年ぐらい前にこういうものが出て、それで現状がどうかと見ていったときに、このような提言が言われたから進んだのかというところもあれば、いや、言われてても全然だなというところもあるかと思います。

そういうところもヒントになって、これから現状と課題の整理というか、報告をまとめていく際のヒントになるかなと思いますので、皆さんで参考にできればと思ひまして、ワーキングでの資料にとどめることなく、今回資料として出させていただきます。

それでは、今の答申の概要を御覧になられて、何か質問があれば受け付けたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○委員

今までのお話を伺ってきて、自分の子供の成長からお話ししますと、一番上の子が今、22歳になるんですけども、その子が小学校に入学するときに、特別支援学級が当時、その小学校に1クラスだったのです。今、一番下の子は今度、中学生に上がったのですが、ついこの間、御挨拶に下の子が通う小学校に行ったときに、今は特別支援学級が4クラスあるということで、こういう施策をやる中で、やっぱり増えてきたんだと改めてよく理解ができました。

私が小学生の頃に、どうだったかという、特別支援学級は1クラスもありませんでした。それを踏まえて少し不安を覚えたのは、正直、特別支援学級に入ることによって、子供さんに、病気や障害があるとわかったことで安心される方と、自分がほかの子に比べてペースが遅いかどうかのどちらに属すか分からないという子供が、もし「あなたは特別支援学級だよ」と言われたときの、その気持ちはどうなのかなと考えました。

その判別は誰がするのだろう。判別されることによって子供さんが、「いや、もう私は病気、障害があるんだから、私の人生真っ暗闇だよ」と思ってしまうと、それって大人がどう救ってあげられるのだろうと正直思いました。逆にそういう境遇の子供に対して、今のこの社会でどういう手助けをしているのかを、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○委員長

まずは、どこから答えてもらえばいいのかな。特別支援学級に入るプロセスって、一応決まっているんですよね。それより、最後のところが聞ければいいですか。

○委員

そうですね、最後のところですね。

○委員長

現状どのようなものですか。

○事務局

今、御質問いただいたところは、1つ目は、特別支援学級に入るか入らないかを、まず誰が決めるかということが1つ。もう一つの御質問を、もう一度お願いします。

○委員

グレーゾーンの子供に対して、その判別を下して、特別支援学級に行ったとします。その子がそれを望んでない場合、もしくは親もそう思っていない場合の助け方ってどうされてるのかということですね。

○事務局

まず、1つ目の質問ですけど、特別支援学級に行くか行かないかというところは、一番最初には、例えば、今、小学2年生で、3年生へ進級するに当たって、ちょっとこの子、学習面で遅れがあるかもしれないとか、あるいは友達との関係の中で、うまくコミュニケーションを取れてないかもしれないとか、該当学年の中で課題として出てくることを、担任の先生が、まずは校内にある就学支援委員会に諮ります。今、このお子さんがこういう状況だけれども、今後どういう指導が望ましいかということ、校長先生や教頭先生や、あるいはいろんな先生方、コーディネーターの先生とかを含めて、みんなで議論していきます。

議論をした中で、知的な遅れが大きな理由によって、この子がこういう行動を起こしてるかもしれない、あるいはこういうことにつながってるかもしれないとなってくると、では、そこをどう補

っていこうかという話になります。そういうプロセスを経ていく中で、やっぱり特別支援学級で指導を受けていくほうが、この子にとっては、まず今、必要なことではないかなという結論に至れば、今度はそれに対して保護者説明をしていくことになります。

保護者説明をして、保護者が「いや、うちの子はそんなことないよ」とおっしゃって、拒否されることもあると思います。本当は特別支援学級に行ったほうが適切な指導を受けたり、あるいは教育を受けたりする機会を得られることがあるかもしれないけど、保護者が断って通常の学級のままだに在籍していることもあります。逆に「ああ、それだったら、今この子にこういう指導や教育が必要なんですね。分かりました」と言って保護者が納得をされて、特別支援学級に入ってくることもあります。

ただ、おっしゃったように、特別支援学級に入ってきたところで、「僕、何でここで勉強するんだろう」って思うお子さんも、もしかしたらいるかもしれません。それはその学校生活をずっと送っていく中で少しずつ力がついていって、「ああ、僕、できるようになってきた」という自信を深めていくことを、特別支援学級で経験し、通常学級の中にいるとなかなかうまくできないとか、いっても友達にうまくやり取りができないとか、わかってもらえないところが、少しずつ特別支援学級の中で成功体験を積み重ねていく中で、自分の自分に対する自己理解と、それから自信をつけていくというプロセスで取り組んでいくことになると思います。特別支援学級もそのような取組を大事にして動いてると思います。また、特別支援学級の中でも、もっとこの子に必要な学習はこっちじゃないのかという話になると、特別支援学校にもなるかもしれません。

そういう形で、最終的には学校の中で検討した話が市町の教育委員会に上げられます。市町の教育委員会でも、就学指導担当の先生がいます。就学指導担当の先生が実際にお子さんを見て、客観的な視点で、この子が本当に必要な教育ってこっちじゃないのかなということをアドバイス、助言したり、そのような流れで就学支援は進んでいます。

○委員

今の説明はよく分かりました。ありがとうございます。新しい質問ですが親の虐待によって大変残念なことです。精神状態が壊れ特別支援学級に行かれてるお子さんとかも多分おられると思います。このようなケースの場合、一時的に特別支援学級に入っていて、大分回復してきたから普通クラスに戻るといったケースがあると思いますけど、親の虐待だけに限らず、子供さんが特別支援学級から戻ったケースは全体の何パーセントぐらいあるのでしょうか。

○事務局

全体の何パーセントか、今すぐお答えできる材料を持ち合わせてないので申し訳ないですが、特別支援学級から通常の学級へ戻ることもあり得ます。実際にそういうお子さんも何人かはいらっしゃると思います。特に、知的発達が遅れてるお子さんですと、なかなか力をつけて通常の学級、学年へ戻るところは難しくなってしまうこともあるかもしれないですけども、情緒的な部分で安定してきて、力がしっかり発揮できるようになってきて、先生の指導もすっと入ってくるし、自分の発信も上手にできるようになってきたね、力がついてきたねということがあれば、通常の学級に戻ってくることは十分あると思います。

○委員

ありがとうございました。

○委員長

そのほかいかがですか。

○委員

県の生涯学習審議会の答申が非常に参考になるんですが、右側の一番下のほうにあるサポートファイルの作成・活用が施策として上げられてるんですけども、これは10年前にこういう答申があったということだと思いますが、その後、サポートファイルは作成されたんでしょうか、活用されてるんでしょうか。分かれば教えてください。

○事務局

サポートファイルについては、主に個別の教育支援計画ですとか、あるいは指導計画とかそういったものが次の学校へ引き継がれていく形です。特に中学校と高等学校の連携で、中学校でこういうところで学習上の困難があったよとか、生活上の困難があったよというところが、高等学校に進学するとなると、学区とは違ったところへ進学することもありますので、そういう中で活用は行われています。

特に資料は、進学先の高等学校で受け取って、高等学校の先生が中学校等に、気になる生徒について、もう一度確認したいという形で活用されています。

○委員

1点追加で、そのサポートファイルで質問です。そのサポートファイルの中身は、保護者は内容を確認することはできるんですか。

○事務局

個別の教育指導計画や支援計画は保護者と一緒に作っていくものになっていますから、そういう意味では確認ができているというか、そもそもこういった内容で問題ないですかねということで、保護者と確認をし合いながら作成していくものになります。

○委員

私が今聞いたのは、サポートファイルとして引き継がれるものの内容が、自分の子供がどういうように引き継がれていくか、保護者にとってすごく気がかりなことだと思うんですが、それは保護者が確認できるかどうかを聞いたかったんですけど。

○事務局

確認できると思います。

○委員

浜松もまた別のケースがあると思います。静岡市の場合はすくすくファイルという名前で、幼稚園のとき、もう作ることが義務づけられて作るのです。これは保護者が主体となって作るものです。いつ、どこで障害に気づいたかとか、どういう医療で、どういうことを言われてきているのか。幼稚園時代、どういう教育環境で生活してきたのか。それが小学校に上がるときに、そのまま上がってきます。主体は保護者なので、保護者が持って活用するものです。

福祉のサービスを利用するときにもそれを提示して、学校ではこういうことをやってきました、福祉のサービスはこういうことを使っていますとつなげていくための資料ファイルで、連続していくことが必要だと整備されたものです。

学校時代は個別の教育支援計画といいます。これも保護者と本人と学校現場が協働して作るものになっています。必ず内容を見ていただいて、署名、サインしていただいて、次に送るとなっています。

○委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○委員

先ほど事務局から、資料6で、10年前に作られたという第7期の生涯学習審議会の答申を私も確認させていただきました。この資料と、前回、第2回の際に配付されました障害者の推進方策について見比べると、多分大きな柱はそんなに変わっていないかなという気がいたしました。資料6は10年前に作られたものですが、多分その大きな柱は変わってなくて、10年経って、その10年前にいろいろ出した方策の進捗状況はどうか、ここは計画どおり進んでるけど、ここはまだ静岡県は遅れてるというところがあれば、お聞かせいただければと思います。

それは今度我々が、先ほど冒頭に委員長がおっしゃいました、今日は、中間報告のまとめについて意見交換しますとお話があったものですから、その今後の方向性、どういう形でまとめていくかが、その指標にもなるかなと思いました。いろいろと今、福祉の形でかなり答えは出ていますから、我々社会教育委員としては、これについてどんな形で、何をポイントにその答申を出していったらいいのか、その辺も今日、委員長、お話しされるでしょうか。

○委員長

いや、まだ次回あたりぐらいと思ってました。進捗状況ですが、生涯審答申が教育振興基本計画の基の基だったかなと。第8期生涯審答申が第1期の教育振興基本計画の土台になったんです。それ以降、生涯学習審議会は開かれてなくて、教育振興基本計画の策定委員会へシフトして、そっちのほうでは進捗状況を管理していくという流れになってますけど、障害者のところがすごい特出しで、重視されてるという印象は、私はそちらの会に出てますけど、あまり受けてないです。

ですけど、具体的にはいろいろ、今、委員がおっしゃったようなところで進んでると思いますけど、そういう意味で、今度また教育振興基本計画自体の見直しが図られる中で、ここで議論したことを中間報告で提言していくものですから。でも、実際この答申がどのように施策に反映されて、どういう状況に今あるのか確認していきたいと思います。

○委員

私的には、この中でも、いろいろ方策の中で、やっぱり障害者が学習できるような、ともに学び

合えるような、そういう学習の場とかを提供するのが必要だと言われてると思うのです。そこが、これは私の今までの社会教育委員の経験から言うと、一般の方を対象には、そういう学びの場を提供しましょうという形で、いろいろとPRもしてきましたし、施策もやってきたと思いますが、障害者も含めた形で本当にやってきたかというところ、そこはちょっとなおざりになってしまったかなというところが反省になります。

障害者を含めた、障害者で特別な支援を必要とする人の視点に立ってという形で考えた場合に、どんなところを視점에置いて、そういう学びの場を提供すればいいのかなというところを、何か具体的に分かるような形で、この答申のなかで書けたらいいのかなと、個人的には思っています。そのためには今の現状で、学びの場はいっぱいあるのですが、それについて障害者はみんな参加してるわけではないと。では、何が原因で、何に課題があるのかなというところを、自分的にもまだ整理できてないところがあるものですから。そこを、こんなところが課題で、ここが大変、お金もかかる、経済的にも厳しいなど、その辺が少し明白になればいいかなと思っているものですから、ちょっとお聞きしました。

○委員長

今後に向かう貴重な意見も含めて、ありがとうございました。

そのほか、質問いかがでしょうか。

○委員

質問ではないですけども、今、委員も言われたように、その進捗状況が気になったことと、あと浜松でいいますと、浜松も静岡県内の1つなので、そうなのかなって考えたときに、やはり生涯学習の中の障害者という、その障害者という単語がなかなか見つけられなくて、とてもこれがうまく機能してるとは思えないところがあります。

それと、先ほどのサポートファイルなどは、当事者の私たちの団体が作ってるので、そこは必死にならざるを得なくて、サポートファイルはすごく今充実していて、サポートファイルの書き込み会も年に何回かやっていて、それがいろんなところで生かされるように、私たちは努力しながら作っています。ですので、せっかくこういったものが出ているのに、10年前これだけのことを話合っただけなのに、果たしてどうかなというのは、ちょっと感想としてあります。

○委員長

そのほかいかがですか。

質問が前に戻ってあれですけど、先ほどの委員の質問の答えで、保護者の方と相談してって、そのときには当事者の子供の意思とかも一緒に確認はしていくんですか。それ、多分いろいろあると思いますけど。委員お願いします。

○委員

障害の程度や状況がとても幅広いので、人それぞれだと思うのですが、中等部、高等部になると、本人の意思の確認をします。どんな生活をしたいのか、どんな勉強をしたいと思っているのか。どんな余暇活動、どんな社会参加をしたいと思っているのか、どんな仕事に就きたいと思っているのか、1年後、5年後、10年後はどんな生活をしたいのか。進路指導、進路学習で、本人の希望を確認します。保護者はどう思ってるのか、親と子の考えが違ってる場合もあります。

これが意思決定、意思表示ができる人とそうではない人もいるので、そのようなときは、保護者の意見がポイントとなり一番近くで見ている親御さんが代弁者となって、どういう希望を持っているのか、学校でできることはどんなことなのか、社会に委ねるものはどこなのかと整理しながら、個別の面談の機会を通して、確認をしておりました。

○委員長

最近、コロナのワクチン接種に当たって、高齢者施設で本人の意思確認を必要とする、必ずするよという国の指示があるという話が出てきて、いろんな施設のいろんな課題もあるとは聞いてますが、それもあったものですから、今聞いてしまいました。

ほかに御質問等は。

○委員

先ほどの、子供の意思をとるところについてです。私の勤めてるところは小学校です。特別支援学級に行くほうが、この子の学びが広がるんじゃないかと学校の教員みんなで話し合っって判断することは、先ほど言ってくださったことだと思いますが、やはり保護者の気持ちも丁寧に聞きながら、子供の気持ちも大切にすべきだと思います。

本校では、例えば親御さんが支援学級に通わせたいなと思っていたとしても、子供はまだどんなところがわからないわけです。そこで、例えば特別支援学級にちょっと遊びに来るところからス

タートして、そこで1時間ぐらい過ごしてみて、お勉強を一緒にやってみて、そうするとわかることがたくさんあった、丸もたくさんもらった、ここなら頑張っていけそうという気持ちになってくれることがあります。

そういうステップを何回も繰り返しながら、特別支援学級へ行ってみて、どうだったと親御さんに聞いてもらったり、教員が尋ねたりして、楽しかった、また行きたいとかそういう気持ちになっていき、来年からここのお部屋で、自分に合ったお勉強をしていこうねという段階を踏みます。そして学校と保護者と本人と市教育委員会の意見が、みんなで一致したところでやっ通えます。親御さんに最終確認をして。それでようやく通えるという、そういう丁寧なステップが必要だと考えて行っています。参考までに。

○委員長

とってもよくわかりました。

今のような現状で、既に今後のこの会議でどう議論していくかについても、提案になるような御意見もいただきましたけれども、今日はこの2つの、事務局からの紹介を受けた上で、今までの議論も参考にしながら、この委員会として、いろいろまだ進捗状況が分からないからとか、そういうところはあるかと思えますけれども、どんな提言をしていったらいいのかについて、少し皆様からアイデアをいただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

御発言ないようでしたら、一言ずつ、時間は短いですが、一、二分ぐらいで御意見いただけたらと思えます。名簿順でもいいですか。

○委員

意見というか、線引きをすることはよく理解できましたけども、この10年前の提言書を見て、今と何ら変わらないというお話があったと思えますが、この10年間で何が分かったかというところが、一番大事じゃないのかなと私は思います。そこに何か答えがあるような気がします。

○委員

3回目の委員会にして、初めての出席となり申し訳ありません。

この10年間の中で、どういうふうに進捗してきたのかなというのは、確かに興味のあるところですけど、その一方で、新しい動きもあるかと思えます。例えば、各教育現場ではタブレットが配布されて、子供たちはこの4月からタブレットを使って学習を始めていると思えます。障がい

のある子供たちもタブレットを使って、学習支援の手段として使っていると思いますけど、それを得ることによって、今まで発揮できなかったことができるようになってる例や周りと比べても能力を発揮してる例もあると思うんです。新しい可能性も出てきていると思いますので、そういったことも、どこかで言及してもらえたらなと思いました。

○委員

10年前の資料の中では、私のところは、いわゆるまちづくりセンター、公民館という現場ですけども、なかなか実感として、障害のある方の生涯学習という場面には出くわさなかったかなというのが正直なところなんです。行政全般ですと、専門性の高いコーディネーターとか様々な方の育成等で、仕組み的には徐々に進んではいると思いますけれども、一般住民、地域の皆さんとの接点はまだまだというか、全く進んでいないところなのかな、そのところが一番難しいところかなと思います。市民の皆さんに、まずはその接点のないところから理解を深めていくところの難しさは、とても感じたなというところなんです。

富士市では、これから生涯学習というか社会教育事業について、カルチャーを含む遊びの部分と、行政課題の部分の区分けをして進めていったらいいかなと改革を進めていますけども、全部が今年度からというところで、これからどうなるのかなというところがございます。

○委員

前回も現状をお伝えしましたが、具体的に現場での一つ一つのものは、進んでいる、始まっている、拡大していると感じているのですが、ぼやけていることは、双方向になっていない。とか、ニーズと提供が合っていない。私たちは提供している場を作っているのだけれども、本当のニーズに合っていない。

前回、参加できる講座がない。とか、誰でも参加できる形になっていないという話を聞いて、もっと当事者のニーズを聞いて、それに合わせたものと展開していかないと、ずっと平行線になってしまおうと感じました。どこで、どのようにニーズを吸い上げていけばいいのかがもう少し考えられると、提供するもの、提供できるものが明確になると感じています。

○委員

先ほどはサポートファイルの話を聞いて、学校の現場で、非常に個人に合った取組がされてることを私は知らなかったもんですから、それが知れてよかったです。そうすると、小学校、中学校、

高校ってそうやってファイルが引き継がれていくんだから、それが学校って中で終わるんじゃないかと、社会や企業にも情報として引き継がれていけば、それが障害者の生涯学習になるんじゃないかなと思いました。ですから、まだファイルは活用する範囲があるんじゃないかなと。

それで、そのファイルの内容は、私は見たことないので分からないですけども、今思ったことは、障害について情報を引き継いでいくのと併せて、その子のよさとか可能性とか、そういうものもその都度書いて引き継いでいければいいのではないかなと、そんな感想を持ちました。

○委員

2つ考えていることがあって、1つ目が、10年前の生涯審を受けて、もう一步進んだものを提言していくのかどうかということです。具体的には、生涯審は主に、機会提供といった学習の場の推進を提言しているので、次はそれを生かした仕組み、具体的には、障害のある人たちの学習成果を生かす仕組みとか、そういう体制を出していくのかどうかです。そこまでいくのは難しいというのであれば、2つ目として、これが社会教育委員の答申になるのかどうか分かりませんが、具体的な数値目標を入れて、10年前の生涯審の提言の点検を行うかどうかです。

全体的な議論で注意しないといけないかなと思っているのは、今、世の中、大変苦しいですよ。コロナのこともあったりして、生活もいろんな意味で苦しいと思うんです。障害の有無は関係なく、いろいろな生活保障を求めるようになりがちですけども、それはあまり社会教育委員などの答申や提言にはなじまないもので、行政にもっと生活を保障してくださいとか、権利を保障してくださいという議論にならないよう気をつけたほうがいいのかなと思いました。

○委員

私は、先ほどある委員から、やっぱり障害者を考える場合には、障害者の立場に立って、その視点に立って考えることが必要だと御発言がありましたけど、私もそのとおりだと思っていて。やっぱりニーズを必要とする方の立場に立って、今は何が必要なのかもちょっと掘り下げて、そのところでの課題とかを見つけて、それを今後の私たちの答申に反映できるような形で持っていけたらいいかなと思っています。

今までの答申を見ても、整然と箇条書きに書かれておられて、内容的には大体頭で理解できるんですけど、実際にアクションを起こすには、何をやったらいいのかなというところがすぐに思いつかず、思いつかせるようなものが答申できたら、それが一番いいのかなと思います。多分そのところのハードルは高いのかもしれませんが、私の個人的な意見としては、そんなところを考えてお

りました。

○委員長

ぜひ、アイデアが浮かんだら教えてください。

それでは、次をお願いします。

○委員

なかなか具体的なことは浮かんでこないですけども、私も活動を始めて、今12年目に入るんですけども、やっぱり12年前のことを考えて、今どうかなと思ったときに、やはり障害者に対する理解とかそういったものがないと、どうしてもこういったことはできないかなって思います。差別だったり、虐待が減らないのも、そもそもの根底には障害者への理解とか特性が分からないために起きてることとても多くて。いろんな法律ができたり、そういったことで皆さんすごく対応してくださってはいるんですけども、それでも当事者側からすると、まだまだ足りないかなというところであります。

ですので、必ずその障害特性の理解をという文言はどこにも入っているので、まず、そこを第一に考えていただき、障害者が参加しやすいものを考えていただければなと思います。

○委員

地域の中では、障害というと地域の皆さん自身がまだまだ触れづらいというか、触れちゃいけないものと感じている雰囲気があるように思います。勉強会にしても、「そこは（とりあげなくていい）」と言われる場面にまだまだ出会います。高齢者のことはとりあげるけれど、子育てのサロンは進むけれど、障害のところはまだまだ触れてはいけないという現実があると感じます。

自分たちにはとても触れられないという意識があるならば、地域連携や地域協働が言葉としても活動としても活発になってきている中で、少し掘り下げられるとよいと思います。先ほど出されたニーズに合っていないとか、供給側とのすり合わせが必要という意見についても具体的にしていけるとよいと思いました。

10年前の資料に掲載されている取り組みにおいても、地域との連携は、地域コーディネーターの養成が必要であると記載されています。地域連携や地域協働を理解する住民が増え、関心をもって取り組んでくださる人も少なからずいらっしゃる今もなお、求められていることかもしれないと思いました。

ピアの活動については、とても活発に活動をされている方たちもいらっしゃり、個人差も大きいと思います。当事者に講師を依頼すると快く受けてくださる人たちも増えてきています。当事者の方たちの力を、もっと生かしてほしいと思います。引き続きいろんな御意見を聞く中で考えていきたいです。

○委員長

それでは皆さん、御意見をいろいろありがとうございました。

私から私の個人的な、今日の皆さんの意見や報告を聞いて感じたところを、少し話を最後にさせていただければと思います。

最初に、ICFという考え方が出てきている中で、やはりこれからの社会が、いろんな状況を見ていると、やっぱり一人一人の状況をいかにお互いが認め合って受入れていって、その中で社会を作っていくのかにシフトしてきてるなっていうのをすごく感じました。そう考えると、やはりこれから私たちが暮らしていく社会の中で障害者を、何人かの委員がおっしゃってました、やはり理解するというスタートのところをもっと啓発していくことが、啓発といたら自分は分かってるみたいな感じであれですけど、もっと、一緒に暮らしていくという視点で、その理解を深めることを、いろんな方と一緒に進めていくことが重要なのではないのでしょうか。

それができていくと、別の委員がおっしゃってくれた、そのニーズと提供のミスマッチというか、そういうのがなくなっていくというか、もっとその当事者に合ったものを、こちらもさりげなく提供できるし、提供した部分について、いや、そうじゃなくてこうしてもらったらもっといいんだけどというコミュニケーションが活発になって、そのミスマッチがなくなっていくんじゃないかなと感じました。

今の社会を冷静に見つめていくと、ある委員がおっしゃってくれましたけど、その人それぞれのいいところを生かして社会を構成していくという社会の作り方に変わってきてますよね。百何十年ぐらい前、もっと前か、日本だと明治以降の、産業革命の影響を受けて社会ができていったときは、均一の能力、ほかの人と同じようにやっていく能力が高く評価され、それが経済活動を活性化させて、国力を上げていって、日本の経済を支えていったところがありますが、今は経済活動一つ取ってみても、同じことをやっていたら負けてしまい、逆にアイデア一つで成功していくとか、工夫次第でうまくいく。ですから、特技や特徴を持ってる人が、高く評価されてく時代だと思うんですね。

それは別に、これで自分は社会に貢献できるものを持っていれば、それ以外のところが、ある標準があったとすればですよ、それに足りてなくても関係ないわけですよ。そうやって考えていけば、

障害があるかないかもあんまり関係ないというか、何かそういう意識というのかな、人の捉え方。

始まってんだけど、変化ってなかなか、特にまたこういうことを言うとあれかもだけど、静岡県は変わらないのが好きな県だから。だけど、それでいいのかといたら、そういうわけではなくて、静岡県も変わっていく。そういう、社会がそうだからというよりも、私たちがよりよい生活を求めていたら、そこに行き着いてると思うんですね。そういう意味での、その意識改革というかそういうところを、教育という立場からこのことに取り組んでいくに当たっては、まずもってその提言はしていくべきなんだろうなと感じています。

その上で、障害者理解が進んだ上で、どういうことができるのかというのを、委員がおっしゃったような高いハードルを越えられるような具体的な課題、別の委員がおっしゃってくださったんですけど、今のこの時代だからこそ、既にマッチしてるようなものを活用していく方法がないのかとか、そういうところに目が向けられたらいいのかなと考えました。

今日もその話をしている中で、まだまだオブラートに包んで意見を言わないといけないのかなと感じてしゃべってしまう点などが、やはりこの障害者をどういうふうに理解していったらいいんだろうというところで、まだまだ私たちが手探りな状態を表してるのかなとも思ったんです。それは、地域に下りていけば、余計そういうところはあると思うんです。

あの家に障害のある子がいるみたいだけど、わかってるけど触らないでおこうとか、聞かないことにしておこうとか、そういう方向に行動してしまうことはあると思うんですが、そうではなくて、そういう方たちと一緒に積極的に関わっていく、そういうことがこれから気軽に広がっていったらいいなと思います。

私が以前勤めてた大学の教え子が、障害児教育をちょっと学んで卒業した後、実際に自分の子供は障害児が生まれて。だけど、彼女は自分がそういう障害児のことを学んでいたんで、どういうところで、それこそその手助けがあるかを知っていて、それを使うことが決して恥ずかしいことでも何でもないというスタンスにすぐ立てたので、どんどん活用して、私は何十年ぶりかというか、お子さんが大人になってる場面で初めて会ったんですけど、全然分からなかったですね。それから御家族とも会いましたが、すごくいい感じで、いろんな交流が図れてる御家族でした。

彼女と少し話してみたら、やっぱり知らないお母さんは入り口のところで躊躇して、そのいろいろなサポートが使えなくて、すごく悩んで、何かすごいかわいそうだと思ったようです。自分がその勉強をしていて、そういうことについて、積極的に子供に関わったことは本当によかったと思ってるということで、そういう意味で、私はすごく彼女はたくましいとも思ったし、学びというかそういうものが生かされていて、よかったなと感じた次第です。彼女のことは、すごく私にとって

は勉強になった内容でした。

ですから、そういうことも含めて、この理解の輪を広げていく。ただ、そのことを理解するだけじゃなくて、それにどう関わっていったらいいかとか、実際にこういうサポートがあるんだということを知っていくとか、そしたら自分はそのにどうやって関わっていったらいいのか、そういう学びの機会そのものも、県民の皆さんに増えていったらいいなと思いますね。

ということで、今日、皆様からの貴重な御意見をいただくことができ、中間報告をまとめる方向性が少し、私の中では見えてきたかなと思いますので、次回それを御提案させていただいて、皆さんでまた検討をしていけたらと思います。貴重なお時間、いろいろありがとうございました。

それでは、まだ御意見もあろうかと思いますが、時間になりましたので、本日の協議はこれで終了させていただきます。

事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局

次回の委員会は6月25日金曜日、午後2時から4時までを予定しております。後日、文書にて正式に御連絡いたしますので、そちらで御確認ください。

○委員長

以上をもちまして、第3回静岡県社会教育委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。